

福祉・介護人材の処遇改善助成金 (仮称)支払事務の概要について

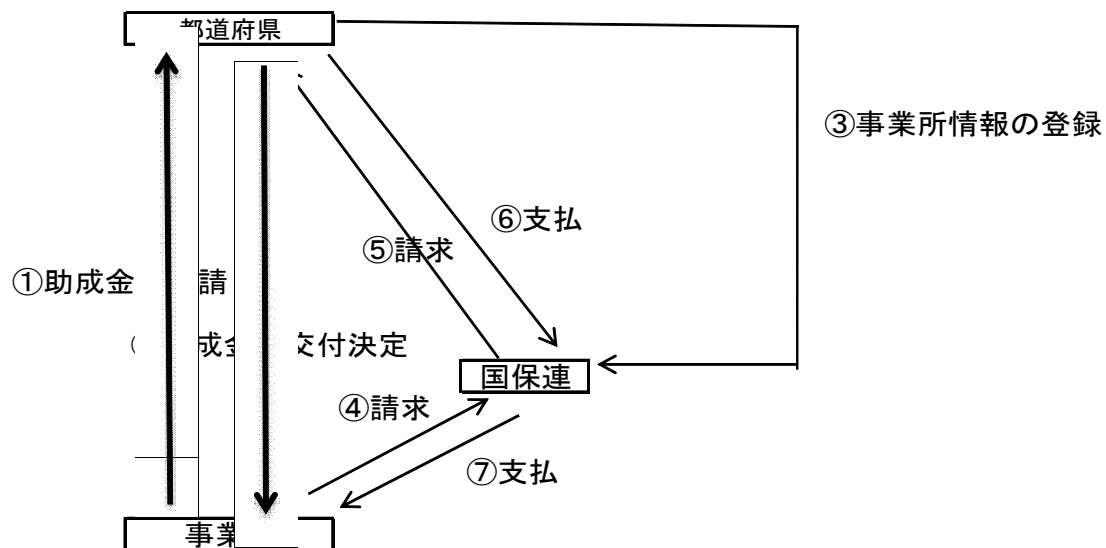
障害保健福祉部企画課

平成21年5月28日

※ 本資料の内容については現段階で検討中のものであり、今後変更がありうる。

1 処遇改善助成金の基本的な流れ

○障害分野における処遇改善助成金の事務の流れ(案)①
～報酬の支払事務を連合会へ委託している場合(自立支援給付・障害児施設給付費)



- ①～②…交付決定事務の流れ(都道府県→事業者)
- ③…都道府県から国保連への事業所情報の登録(伝送)
- ④～⑦…助成金の流れ(都道府県→事業者(国保連経由))

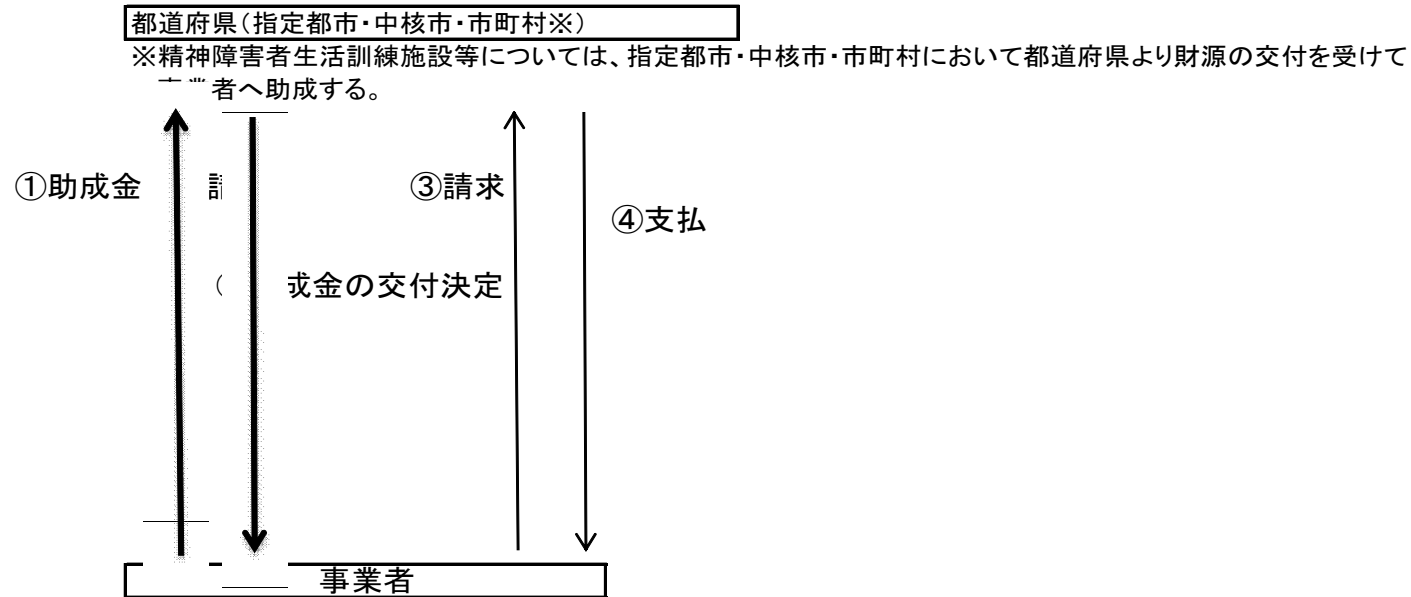
【特記事項】

- 助成金財源の負担割合は国10/10
- 助成金の交付申請・決定は、年度単位で行う。
- 事業者において1人1日当たりの助成単価を請求明細書上に計上し、報酬と一体的に請求・支払を行う。(支払の際、内訳は通知する。)

※障害児施設において国保連へ支払事務を委託していない自治体における取扱いについては別途検討。

○障害分野における処遇改善助成金の事務の流れ(案)②

～報酬等の支払事務を連合会へ委託してしない場合(精神障害者生活訓練施設等)



①～②・・・助成金の交付決定事務の流れ(都道府県(指定都市・中核市・市町村)→事業者)

③～④・・・助成金の流れ(都道府県(指定都市・中核市・市町村)→事業者)

【特記事項】

○助成金財源の負担割合は、国10/10

○助成金の交付申請・決定は、年度単位で行う。

○助成金は、運営費補助金交付額に一定の率を乗じた額を補助金交付の際に併せて事業者へ支払う。(支払の際、内訳は通知する。)

2 連合会へ支払事務を委託している場合の請求事務等の具体的な流れ等について

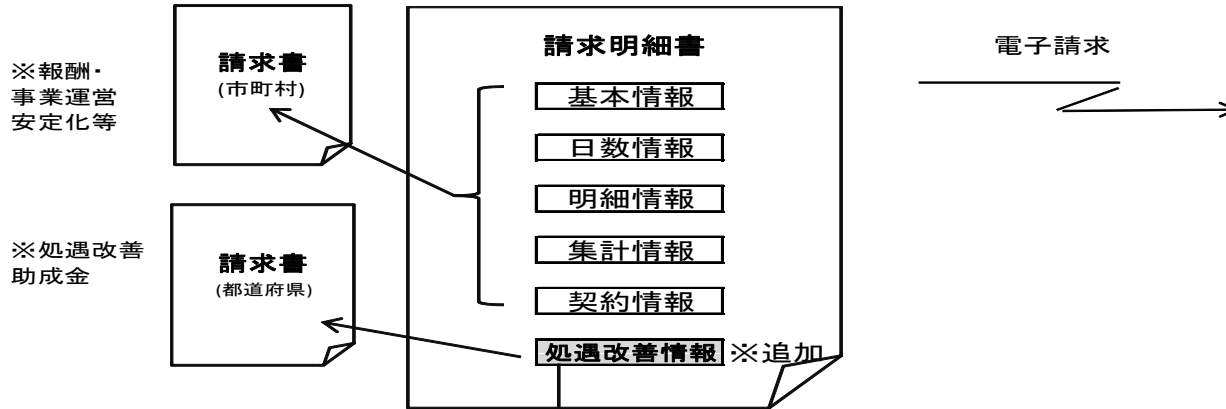
○請求方法のイメージ(電子請求受付システムによる請求イメージ)

【基本的な流れ等】

※障害福祉サービス及び障害児施設給付で連合会へ報酬の支払事務を委託している場合

- ①助成金は、事業所の所在する都道府県に対し行うこととする。
- ②請求明細書に新規情報(処遇改善情報)を創設し、請求を行う。
- ③助成金は報酬、事業運営安定化事業による助成額とともに一体的に事業者の指定口座へ支払う。(内訳は通知する。)

(介護給付費等の場合)



【処遇改善情報レコードのイメージ】

項番	項目名
1	交換情報識別番号
2	レコード識別番号
3	サービス提供年月
4	市町村番号
5	事業所番号
6	受給者証番号
7	請求先都道府県番号
8	請求金額

※事業所の所在する都道府県

3 連合会へ支払事務を委託している場合の今後の準備等について

○都道府県システムの改修について

連合会より助成金の支払を行う際に必要となる事業所情報については、都道府県において事業所異動連絡票情報を作成し、連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県におけるシステムの改修が必要となる。

改修に必要な情報(インタフェース等)については追って連絡。

※インタフェース案については6月下旬を目途に連絡予定。

○連合会システムの改修について

助成金の支払に必要な支払等システムの改修については、国民健康保険中央会において行う。なお、当該システムの内容については、改めて都道府県・国保連合会合同担当者説明会において説明する予定。(7月上旬頃を予定)

○サービスコード表について

国保連への請求に必要なサービスコードについては、今回の助成金及び移行時運営安定化事業(仮称)の創設に伴い、以下のような取扱いとする予定。

【現行】	→	【修正後】
**** 激変緩和加算(特別対策)		<u>****事業運営安定化(9割保障)</u>
		<u>****移行時運営安定化</u>

※下線部分が追加・変更されるが、名称等については今後検討。

※処遇改善助成金については、請求明細書上に特別の欄を設けることを予定している。

○連合会における事務費について

今回の助成金の支給に当たっては、本体報酬と併せて点検・支払事務等を行うため、現行の事務処理体制で対応は可能かと考えているが、例えば小規模連合会において現在においても体制が脆弱である場合は、助成金の支払に当たり体制の強化が必要な場合も考えられることから、そのような連合会への支援として、中央会へ交付している小規模連合会交付金での対応を検討する予定。

(参考)

(障害)処遇改善助成金支払までのスケジュール案(連合会支払関係)

※現段階で想定されるスケジュールを整理したもの

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国	○28日 全国会議	○6月下旬 インターフェース仕様書 の提示(→都道府県・ 事業者)	○7月上旬 都道府県・連合会合 同担当者説明会					
都道府県		○6月下旬～ 都道府県システム改 修開始				○助成事業施行 ○事業所異動連絡票 情報の登録(→連合 会)		
中央会		○初旬～ 連合会システム改修 開始	○7月上旬 都道府県・連合会合 同担当者説明会					
連合会							○10日まで 助成金の請求受付 (本体報酬と併せて)	○15日頃 助成金の支払(本体 報酬と併せて)
事業者		○下旬頃～ 事業者システム改修 開始					○10日まで 助成金の請求(本体 報酬と併せて)	